

## 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台（2）

## 第1 親子関係に関する基本的な規律

## 【P】

## 第2 親権及び監護等に関する規律

## 1 親権行使に関する規律の整備

- (1) 父母双方が親権者となるときは、親権は父母が共同して行うものとする。ただし、次に掲げるときは、その一方が行うものとする。
  - ア 他的一方が親権を行うことができないとき。
  - イ 子の利益のため急迫の事情があるとき。
- (2) 親権を行う父母は、上記(1)本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為を単独で行うことができるものとする。
- (3) 特定の事項に係る親権の行使について、父母の協議が調わない場合（上記(1)ただし書又は上記(2)の規定により単独で行うことができる場合を除く。）であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権を父母の一方が単独で行うことができる旨を定めることができるものとする。

## 2 父母の離婚後等の親権者の定め

- (1) 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定めるものとする。また、父母は、下記(4)の審判又は調停の申立てをしていれば、親権者の定めをしなくても、協議上の離婚をすることができるものとする（注1）。
- (2) 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定めるものとする。
- (3) 子の出生前に父母が離婚した場合又は（母と法律上の婚姻関係のない）父が子を認知した場合には、親権は、母が行うものとする。ただし、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができるものとする。
- (4) 上記(1)若しくは(3)の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をするものとする。
- (5) 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権者を変更することができるものとする。

- (6) 親権者の指定又は変更の手續において、裁判所が親権者を父母双方とするかその一方とするかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮するものとする。また、父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、裁判所は、父母の一方を親権者と定めなければならないものとする（注2）。
- (7) 上記(5)の親権者の変更の手續において、家庭裁判所は、父母の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たっては、当該協議の経過、その後の事情の変更を考慮するものとする（注3）。

(注1) 親権者の指定の審判又は調停の申立てについては、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができないものとするなどの手続法の整備をするものとする。

(注2) 規律の内容をより具体的に定める観点からは、「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害する」場合を例示することが考えられる。例えば、父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるときや、父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、親権者の定めについて父母の協議が調わない理由その他一切の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるときを列記するとの考え方がある。

(注3) 規律の内容をより具体的に定める観点からは、「協議の経過」として特に考慮すべき事情を例示することが考えられる。例えば、父母の一方から他の一方への身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動の有無、家事事件手続法による調停の有無、裁判外紛争解決手続の利用の有無、協議結果についての公正証書の作成の有無を列記するとの考え方がある。

### 3 監護者の定め及び監護の分掌に関する規律

- (1) 離婚後の父母双方を親権者と定めるに当たって、父母の一方を子の監護をすべき者とする旨の定めをすることを必須とする旨の規律は設けないものとする。
- (2) 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者又は監護の分掌（分担）については、父母の協議により定めるものとし、この協議が調わないとき又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めるものとする（注1）。
- (3) 子の監護をすべき者が定められた場合には、子の監護をすべき者は、民法第820条の監護及び教育、同法第822条の居所指定及び同法第823条の職業許可を単独で行うことができるものとする（注2）。

- (4) 子の監護をすべき者が定められた場合には、親権を行う父母（子の監護をすべき者であるものを除く。）は、上記(3)の規定による子の監護をすべき者の行為を妨げない限度で、上記1の規律に従って、監護及び教育に関する日常の行為を行うことができるものとする。

(注1)【P】父母以外の第三者を子の監護をすべき者と定める場合に関する規律を整備するものとする考え方がある。

(注2) 本文(3)の規律により監護者が身上監護権を単独で行うことができるものと整理した場合であっても、監護者による身上監護の内容がその自由な判断に委ねられるわけではなく、これを子の利益のために行わなければならないこととの関係で、一定の限界があると考えられる。例えば、監護者による身上監護権の行使の結果として、（監護者でない）親権者による親権行使等を事実上困難にさせる事態を招き、それが子の利益に反する場合があるとの指摘がある。

### 第3 養育費等に関する規律

#### 1 養育費等の請求権の実効性向上（先取特権の付与）

- (1) 次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する者は、各期の定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額（標準的な世帯の必要生計費、当該定期金により扶養を受けるべき子の数その他の事情を勘案して政省令で定める。）について、債務者の総財産について先取特権を有するものとする（注1、2）。

ア 民法第752条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

イ 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ウ 民法第766条（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

エ 民法第877条から第880条までの規定による扶養の義務

- (2) 上記(1)の先取特権の順位については、雇用関係の先取特権（民法第306条第2号参照）に次ぐものとする。

(注1) 養育費等の請求権に先取特権を付与するに当たっては、執行手続における債務者の手続保障の観点から所要の整備をする必要があるとの考え方がある。

(注2) 養育費等の請求権に先取特権を付与するものとした場合には、当該先取特権を有することを証する文書を提出した債権者が債務者の給与債権に係る情報の取得の申立て（民事執行法第206条参照）をすることができるようにするものとする考え方がある。

## 2 法定養育費

父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合に対応するための仕組みとして、一定の要件の下で、離婚の時から一定の期間にわたり、父母の一方が他の一方に対して法定養育費の請求をすることができるものとする。ただし、当該他の一方が、支払能力を欠くためにその支払をすることができず、又はその支払をすることによってその生活が著しく窮迫する【ことを証明した】ときは、この限りでないものとする。

(注1) 法定養育費の請求権者や要件及び効果については、例えば、父母の一方であって離婚の時から引き続き【子の養育を主として行うもの／子と同居するもの】が、他の一方【(子と別居する者)】に対し、離婚の日から、子が成年に達した時又は父母がその協議により子の監護に要する費用の分担について定め若しくは家庭裁判所がこれを定めた時までの間、毎月、子の最低限度の生活を維持するために分担すべき子の監護に要する費用として政省令で定める額の支払を請求することができるものとするとの考え方がある。

(注2) 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の裁判をする場合において、支払義務を負う者の支払能力を考慮して、その支払義務の免除若しくは減額又は支払の猶予その他相当な処分を命ずることができるものとする考え方がある。

(注3) 法定養育費の請求権についても、上記1の先取特権の対象に含めるものとする考え方がある。

(注4) 父母が協議上の離婚をした場合だけでなく、子の認知後についても、法定養育費の請求を認めるべきものとする考え方がある。

## 3 裁判手続における情報開示義務

(1) 家庭裁判所は、次に掲げる審判事件又は調停事件において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その収入【や財産】の状況に関する情報を開示することを命ずることができるものとする。

ア 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件又は調停事件

イ 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件又は調停事件

ウ 子の監護に関する処分の審判事件又は調停事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件又は調停事件に限る。）

エ 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件又は調停事件

(2) 上記(1)の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由な

くその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示した場合について、制裁の規定を設けるものとする。

- (3) 離婚の訴え等における附帯処分として子の監護に関する処分（子の監護に要する費用の分担に関する処分に限る。）の申立てがされている場合についても、上記(1)及び(2)と同様の規律を設けるものとする。

#### 4 執行手続における債権者の負担軽減

民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる夫婦間の協力及び扶助の義務、婚姻から生ずる費用の分担の義務、子の監護に関する義務並びに扶養の義務に係る請求権についての民事執行手続において、債権者が反対の意思を表示しない限り、1回の申立てにより、財産開示手続、第三者からの情報取得手続及びこれらの手続により判明した財産に対する強制執行又は担保権実行の手続が順次申し立てられたものとみなすなどの仕組みを設けるものとする。

### 第4 親子交流に関する規律

#### 1 子と別居する親と当該子との交流

- (1) 子と別居する父又は母と当該子との交流について必要な事項は、父母の協議で定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、上記の事項を定めるものとする。
- (3) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、上記(1)及び(2)の規定による定めを変更することができるものとする。

#### 2 裁判手続における親子交流の試行的実施

- (1) 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判事件又は調停事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件及び調停事件を除く。）において、子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がない場合であって、事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、父又は母と子との交流の試行的実施を促すことができるものとする。
- (2) 家庭裁判所は、上記(1)の試行的実施を促すに当たっては、交流の日時、場所及び方法並びに家庭裁判所調査官その他第三者の立会いその他の関与の有無を定めるとともに、当事者に対して子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止し、その他適当と認める条件を付すことができるものとする。

- (3) 家庭裁判所は、上記(1)の試行的実施の状況について、家庭裁判所調査官に調査をさせ、又は当事者に対してその結果の報告（当該試行的実施をしなかったときは、その理由の説明）を求めることができるものとする。
- (4) 離婚の訴え等における附帯処分として子の監護に関する処分（子の監護に要する費用の分担に関する処分を除く。）の申立てがされている場合においても、上記(1)から(3)までと同様の規律を設けるものとする。

### 3 親以外の第三者と子との交流に関する規律

家庭裁判所に対し、子との交流についての定めをするよう求めることができる申立権者を原則として父母としつつ、一定の要件の下で、父母以外の第三者もその申立てをすることができるようにするものとする（注1、2）。

（注1）子との交流を求める申立権者となり得る第三者の範囲については、例えば、一定の範囲の近親者（例えば、祖父母等の直系尊属及び兄弟姉妹）や、子を監護したことのあ  
る親族に限る考え方などがある。

（注2）父母以外の第三者と子との交流に関する「一定の要件」としては、父母間の協議や父母の家庭裁判所に対する申立てによることが期待できない事情があること（補充性）や、子の利益のための特別の必要性があることを要求する考え方がある。

## 第5 養子に関する規律

### 1 養子縁組がされた場合の親権者

子が養子であるときは、親権は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 養親（当該子に係る縁組が2以上あるときは、直近の縁組により養親となった者に限る。）
- (2) 子の父母であって、上記(1)に掲げる養親の配偶者であるもの

### 2 未成年養子縁組の代諾に関する規律

養子となる者が15歳未満であり、その父母双方が親権者である場合には、当該父母が共同で縁組の代諾をするものとし、当該父母間の意見対立時には上記第2の1(3)の規律により調整するものとする。

## 第6 財産分与に関する規律

### 1 考慮要素の明確化等

財産分与について、当事者が家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求した場合には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその婚姻中に取得し、又は維持した財産の額及びその取得

又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、婚姻中の財産の取得又は維持についての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

## 2 期間制限

財産分与の期間制限について、民法第768条第2項ただし書に定める期間（2年）を5年に改めるものとする。

## 3 裁判手続における情報開示義務

- (1) 家庭裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件又は調停事件において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その財産の状況に関する情報を開示することを命ずることができるものとする。
- (2) 上記(1)の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示した場合について、制裁の規定を設けるものとする。
- (3) 離婚の訴え等における附帯処分として財産の分与に関する処分の申立てがされている場合についても、上記(1)及び(2)と同様の規律を設けるものとする。

## 第7 その他

### 1 夫婦間の契約の取消権

夫婦間でした契約を婚姻中いつでも取り消すことができることを定める民法第754条を削除するものとする。

### 2 裁判上の離婚の事由

配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないことを裁判上の離婚の原因と定める民法第770条第1項第4号を削除するものとする。

### 3 所要の整備

その他所要の整備をするものとする。